

「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」 に対する取組状況(平成28年7月26日現在) (案)

第1 難病の患者に対する医療等の推進の基本的な方向

基本方針の概要

(1) 難病の患者に対する医療等の施策の方向性について

- 難病は、一定の割合で発症することが避けられず、その確率は低いものの、国民の誰にでも発症する可能性があり、難病の患者及びその家族を社会が包含し、支援していくことがふさわしいことを基本認識として、広く国民の理解を得ながら難病対策を計画的に推進。
- 難病対策は、難病の克服を目指し、難病の患者が長期にわたり療養生活を送りながらも社会参加の機会が確保され、地域で尊厳を持って生きることができるよう、共生社会の実現に向けて、難病の特性に応じて社会福祉その他の関連施策と連携しつつ、総合的に施策を実施。

(2) 本方針の見直しについて

- 社会の状況変化等に的確に対応するため、難病対策の実施状況等を踏まえ、少なくとも5年ごとに本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは見直しを実施。

第2 難病の患者に対する医療費助成制度に関する事項

基本方針の概要

取組状況

(1) 基本的な考え方について

- 難病の患者に対する医療費助成制度は、法に基づいて適切に運用するとともに適宜見直し。
- 指定難病患者データを適切に収集。

(2) 今後の取組の方向性について

ア 指定難病に係る適合性の判断や診断基準の見直し等

- 国は、指定難病について、要件を満たす疾病を対象とするよう、疾病が置かれた状況を踏まえつつ、指定難病の適合性について判断。併せて、医学の進歩に応じ、診断基準等も随時見直し。

イ 指定難病患者データベースの構築

- 国は、指定難病の患者の診断基準や重症度分類等に係る臨床情報等を適切に収集するため、医療費助成の対象とならない指定難病の患者を含む指定難病患者データに係る指定難病患者データベースを構築。

- 平成28年3月25日から指定難病検討委員会を開催。平成29年度の指定追加等に向け検討を行っている。

- 指定難病患者データベースの稼働に向けて準備を行っており、平成29年度中の運用開始を目指している。

第3 難病の患者に対する医療を提供する体制の確保に関する事項

基本方針の概要

取組状況

(1) 基本的な考え方について

○できる限り早期に正しい診断ができる体制を構築するとともに、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制を確保。その際、難病の診断及び治療には多くの医療機関や診療科等が関係することを踏まえ、それぞれの連携を強化。

(2) 今後の取組の方向性について

ア モデルケースの提示

○国は、難病の各疾病や領域ごとの特性、地域の実情に応じた医療機関等の連携の具体的なモデルケースを提示。

イ 必要な医療提供体制の構築

○都道府県は、難病の医療提供体制確保に必要な事項を医療計画に盛り込む等の措置を講じるとともに、それらの措置の実施等を通じて必要な医療提供体制の構築に努める。

ウ 医療従事者等の連携強化

○医療機関は、難病患者に適切な医療を提供するよう努め、地方公共団体や他の医療機関と共に、地域における医療提供体制の構築等に協力。

○指定医その他の医療従事者は、関係する医療機関や医療従事者との連携の強化に努める。

エ 難病医療支援ネットワークの構築

○国は、国立高度専門医療研究センター、研究班、学会等が連携した専門性の高い難病医療支援ネットワークの構築を支援。

オ 小児慢性特定疾病児童等に係る医療従事者の連携

○国は、小児慢性特定疾病児童等に成人後も必要な医療等を切れ目なく行うため、医療従事者間の連携を推進。

カ 早期診断のための体制づくり

○国は、できる限り早期の正しい診断のための研究を推進するとともに、遺伝子診断等の特殊な検査を実施できる体制づくりに努める。

(ア～エ、カについて)

○難病の医療提供体制の在り方については、平成28年度の難病対策委員会で具体的に検討し、難病医療提供体制の基本的な考え方を明確化するとともに、平成28年度中にモデルケースを提示する。

○小児慢性特定疾病に係る医療従事者間の連携については、平成27年度から小児慢性特定疾病児童成人移行期医療支援モデル事業を実施している。平成28年度中に、その実証によりモデルを作成することで、移行期医療の体制整備を促進することとする。

第4 難病の患者に対する医療に関する人材の養成に関する事項

基本方針の概要	取組状況
<p>(1) 基本的な考え方について ○難病に関する正しい知識を持った医療従事者等を養成することを通じて、地域において適切な医療を提供する体制を整備。</p>	
<p>(2) 今後の取組の方向性について</p> <p>ア 医療従事者の養成 ○国及び都道府県は、難病に携わる医療従事者を養成。特に、指定医の質の向上のため、研修テキストの充実、最新の診療に関する情報提供の仕組みを検討。</p> <p>イ 医療従事者への学習機会の提供 ○医療従事者は、難病に関する知識の習得や自己研鑽に努める。</p> <p>○学会等は、医療従事者が学習する機会を積極的に提供。</p> <p>ウ 介護職員等の育成 ○国及び都道府県は、喀痰吸引等に対応する事業者及び介護職員等の人材を育成。</p>	<p>○研究班により指定医の研修テキストの充実化を行っている。最新の診療に関する情報提供の仕組みは、今後検討することとしている。</p> <p>○保健師等については、引き続き研修を行っていく。</p> <p>○引き続き、都道府県が行う喀痰吸引等の実習先の確保等の取組を促進することとしている。</p>

第5 難病に関する調査及び研究に関する事項

基本方針の概要	取組状況
<p>(1) 基本的な考え方について ○難病対策の検討のために必要な情報収集を実施。 ○難病の医療水準の向上を図るため、難病患者の実態を把握するとともに、各疾病について実態や自然経過等を把握し、疾病概念の整理、診断基準や重症度分類等の作成や改訂等に資する調査及び研究を実施。</p>	
<p>(2) 今後の取組の方向性について</p> <p>ア 難病患者の実態調査等 ○国は、難病患者の情報収集を行うとともに、難病患者のニーズ等を把握するための調査及び研究を実施。</p> <p>イ 積極的な症例の収集等 ○政策的な研究事業を実施し、積極的な症例の収集を通じた研究の推進を支援。</p> <p>ウ 他のデータベースとの連携 ○国は、指定難病患者データベースを医薬品等の開発などの研究に有効活用できる体制に整備。</p> <p>○指定難病患者データベースと小児慢性特定疾病児童等、欧米等の希少疾病データベース等との連携を検討。</p> <p>エ 国民への情報提供 ○国は、研究成果を国民に対して広く情報提供。</p>	<p>○指定難病患者の臨床データの収集についてはデータベースの稼働に向けて準備を行っている。難病患者の実態調査については、難治性疾患政策研究事業により実施している。</p> <p>○難治性疾患政策研究事業を実施し、難病に関するエビデンス構築に必要な研究を引き続き推進している。</p> <p>○指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースの稼働に向けて準備を行っており、平成29年度中の運用開始を目指している。</p> <p>○研究に関する情報を難病情報センターのホームページに掲載し、広く提供している。</p>

第6 難病の患者に対する医療のための医薬品、医療機器及び再生医療等製品に関する研究開発の推進に関する事項

基本方針の概要	取組状況
<p>(1) 基本的な考え方について</p> <p>○難病の克服が難病の患者の願いであることを踏まえ、難病の病因や病態を解明し、難病の患者を早期に正しく診断し、効果的な治療が行えるよう研究開発を推進。</p> <p>○患者数が少ないために開発が進みにくい医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発を積極的に支援。</p>	
<p>(2) 今後の取組の方向性について</p> <p>ア 実用化研究事業の実施等</p> <p>○国は、難病の病因等の解明、医薬品等の開発を行う実用化研究事業を実施し、政策研究事業との連携を推進。</p> <p>イ 希少疾病用医薬品等の研究開発等</p> <p>○国は、希少疾病用医薬品等の研究開発を促進。また、医療上の必要性が高い未承認又は適応外の医薬品等に係る要望について、適切に検討を実施。</p> <p>ウ 安全性情報収集</p> <p>○研究者及び製薬会社等は、指定難病患者データ等を活用しつつ、安全性情報収集に積極的に取り組む。</p>	<p>○難治性疾患実用化研究事業を実施するとともに、当該事業で集積したエビデンスを用いた診療ガイドラインの取りまとめを行う等、難治性疾患政策研究事業との連携体制を構築している。</p> <p>○希少疾病用医薬品等指定制度等により開発支援や優先審査等を行っている。また、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議等における検討を通じ必要な医薬品等の早期導入を図っている。</p> <p>○指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースの稼働に向けて準備を行っており、平成29年度中の運用開始を目指している。</p>

第7 難病の患者の療養生活の環境整備に関する事項

基本方針の概要	取組状況
<p>(1) 基本的な考え方について ○難病の患者の生活上の不安が大きいことを踏まえ、難病の患者が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、難病相談支援センター等を通じて難病の患者を多方面から支えるネットワークを構築。</p>	
<p>(2) 今後の取組の方向性について</p> <p>ア 難病相談支援センターの支援 ○国は、難病相談支援センターに対する運営支援、技術支援を行う。また、先駆的な取組を行う難病相談支援センターの調査及び研究を行い、その取組を全国へ普及。</p> <p>イ センター職員のスキルアップ等 ○都道府県は、難病相談支援センターの職員の研修や情報交換の機会を提供するとともに、患者会の活動のサポートに努める。</p> <p>ウ センター職員のスキルアップ ○難病相談支援センターは、当該センターの職員が十分に活躍できるよう環境を整えとともに、職員のスキルアップに努める。</p> <p>エ ピア・サポート人材の育成 ○国及び都道府県は、ピアサポートの知識及び能力を有する人材育成を支援。</p> <p>オ 難病対策地域協議会の活用方策検討 ○国は、難病対策地域協議会の活用方策を検討するとともに、都道府県等は設置に努める。</p> <p>カ 訪問看護事業の推進 ○都道府県は、難病患者にサービスを提供する者等を育成し、訪問看護事業の推進に努める。国は事業を推進。</p> <p>キ レスパイト入院先の確保 ○国及び都道府県は、レスパイトケアのための入院等ができる受け入れ先の確保に努める。</p>	<p>○引き続き、難病相談支援センターへの運営支援、研修等を通じた技術的支援を行うとともに、先駆的な難病相談支援センターの取組について調査研究等を行っており、適宜、周知を図っていく。</p> <p>○引き続き、難病相談支援センター職員向けの研修、情報交換の機会の提供、患者会活動への支援を行っていく。</p> <p>○同上。</p> <p>○引き続き、難病患者サポート事業等により、研修等を実施し、ピア・サポートの知識及び能力を有する人材を養成していく。</p> <p>○難病対策地域協議会の役割等を整理し、好事例の把握を行い、今後、その在り方について方針を示して都道府県に対して設置を促すこととしている。</p> <p>○引き続き、介護等、難病患者と関わる人材養成を行うとともに、訪問看護事業を実施していく。</p> <p>○引き続き、在宅難病患者一時入院事業を実施していく。</p>

第8 難病の患者に対する医療等と難病の患者に対する福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策との連携に関する事項

基本方針の概要	取組状況
<p>(1) 基本的な考え方について ○難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、医療との連携を基本としつつ、福祉サービスの充実などを図る。 ○難病の患者が難病であることを安心して開示し、治療と就労を両立できる環境を整備。</p>	
<p>(2) 今後の取組の方向性について</p> <p>ア 障害者総合支援法の対象疾病の見直し ○国は、障害福祉サービス等の対象疾病について、指定難病の検討を踏まえ、見直しを適宜検討。</p> <p>イ 障害者支援区分の調査マニュアル整備等 ○国は、障害支援区分の認定調査等に関するマニュアルを整備し、市町村は難病等の特性に配慮した認定調査等に努める。</p> <p>ウ 先駆的なサービスの普及 ○福祉サービスを提供する者は、患者のニーズに合ったサービスの提供に積極的に努めるとともに、国は、医療と福祉が連携した先駆的なサービスの把握、普及に努める。</p> <p>エ 治療と就労の両立 ○国は、難病患者の雇用管理に係るノウハウの普及を通じて難病であることをもって差別されない雇用機会の確保に努め、治療と就労を両立できる環境を整備。</p> <p>オ 安定的な就職・職場定着のための支援 ○国は、難病患者の安定的な就職支援の実施、職場定着支援に取り組む。</p> <p>カ 成人後の自立に向けた支援 ○国は、小児慢性特定疾病児童等の将来の自立促進のため、学習支援や相談支援等を通じて、成人後の自立に向けた支援を実施。</p> <p>キ 保健師等への正しい知識の普及 ○国及び地方公共団体は、保健師、介護職員等に対し、難病に関する正しい知識の普及を図る。</p>	<p>○指定難病検討委員会における指定難病の検討状況等を踏まえ、今後、障害福祉サービス等の対象疾病の見直しを検討することとしている。</p> <p>○今後、障害福祉サービス等の対象疾病の見直しに合わせ、マニュアルの見直しを行い、関係機関への周知徹底を行うこととしている。</p> <p>○現在、医療の必要性が特に高い難病患者が福祉サービスを活用しながら在宅で暮らす事例を収集し、普及する方策を検討している。</p> <p>○平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」、「骨太方針（経済財政運営と改革の基本方針2016）」、「日本再興戦略2016」の中で、難病患者が疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要であり、国としても、就労支援や治療と職業生活の両立支援を推進すること等が盛り込まれた。</p> <p>○「治療と職業生活の両立支援ガイドライン」を作成し、平成28年2月23日に都道府県、関係団体等に対し周知したところ。</p> <p>○平成28年6月に難病患者の雇用管理に資するマニュアルの改訂を行い、普及に努めている。</p> <p>○引き続き、ハローワークを中心とした難病患者就職サポーター等による地域の支援機関との連携や、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の活用等により、難病患者の就職支援及び職場定着支援を実施していく。</p> <p>○引き続き、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施及び充実を図っていく。</p> <p>○引き続き、保健師や介護職員等、難病患者と関わる者に対する研修を行っていく。</p>

第9 その他難病に対する医療等の推進に関する重要事項

基本方針の概要	取組状況
<p>(1) 基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○難病に対する正しい知識の普及啓発を図り、難病の患者が差別を受けることなく、地域で尊厳をもって生きることのできる社会の構築に努める。 ○保健医療サービス、福祉サービス等についての周知や利用手続の簡素化を検討。 	
<p>(2) 今後の取組の方向性について</p> <p>ア 啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、地方公共団体及び関係団体は、難病に対する正しい知識を広げ、難病の患者に対する必要な配慮等についての国民の理解が深まるよう、啓発活動に努める。 <p>イ 共生社会の実現への寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民及び事業主等は、難病を正しく理解し、共生社会の実現に寄与するよう努める。 <p>ウ 各種手続きの周知、簡素化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国及び地方公共団体は、各種サービスを難病の患者が円滑に利用できるよう、難病相談支援センター等を通じた周知や、各種手続の簡素化などについて検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○難病情報センター、難病相談支援センター等を通じ、国民及び事業者等に対する難病に関する情報発信に努めるとともに、地域における患者団体等が行う啓発活動等に対する支援を行うこととしている。 ○同上。 ○難病相談支援センター等を通じた福祉、就労支援等のサービスの周知を行っている。 ○マイナンバー制度の施行に伴い平成29年7月から申請時の添付書類の一部省略を可能とすることとしている。 ○「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)において、患者の利便性の向上等の観点から、利用手続きの簡素化について検討し、28年中に結論を得ることとされている。